

「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針について（案）

〔平成 29 年 6 月 13 日〕
〔「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定〕

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）については、平成 28 年 12 月 21 日に開催された第 6 回原子力関係閣僚会議において「『もんじゅ』の取扱いに関する政府方針」を決定し、「これまでの『もんじゅ』の位置付けを見直し、『もんじゅ』については様々な不確実性の伴う原子炉としての運転再開はせず、今後、廃止措置に移行する」こととした。

また、これまで国策として推進してきた「もんじゅ」が 40 余年に亘り、福井県及び敦賀市をはじめとする地元自治体、地元住民の方々に支えられてきた経緯を踏まえ、同会議において、「『もんじゅ』廃止措置方針決定後の立地自治体との関係について」が示され、計画的に廃止措置を実施していく観点から、原子力機構において基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定することとした。これらを踏まえ、原子力機構が「もんじゅ」の廃止措置を安全、着実かつ計画的に実施できるよう、基本的な計画の策定に当たって、原子力機構が準拠すべき政府としての「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針（以下「廃止措置基本方針」という。）を定める。

廃止措置基本方針は、原子力機構において策定する基本的な計画や原子力機構が創設する廃炉実証に最適化した実施部門の構築に反映すべき基本的な考え方を示したものである。

「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針

1. 政府としての責務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の廃止措置に当たっては、「もんじゅ」を国策として推進してきた経緯を踏まえ、原子力規制委員会による廃止措置計画の認可から、概ね30年で廃止措置作業を完了することを目指して、原子力機構任せにすることなく、政府として主体的に検討・調整を行う。また、国内外の英知を結集した廃止措置体制の整備に向けた外部からの人材の確保や、適切な予算措置に努めるなど、責任を持って取り組んでいく。

特に、使用済燃料、ナトリウム及び放射性廃棄物の搬出及び処理処分については、政府として責任を持って取り組む。

具体的には、使用済燃料については、安全に炉外に取り出した上で、当該使用済燃料の再処理を行うために県外に搬出することとする。再処理に向けた搬出の方法及び期限などの計画については、燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業が終了するまでに（概ね5年半）、検討を行い結論を得て、速やかに搬出する。また、ナトリウムについては、安全措置を確実にした上で、県外への搬出の方法及び期限などの計画（再利用や売却を含む）について検討を行い、燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業が終了するまでに結論を得て、速やかに搬出する。これを踏まえ、原子力機構とともに、再処理施設への使用済燃料の搬出及びナトリウムの搬出及び処理処分に向けて取り組んでいく。また、研究施設等廃棄物については、政府が原子力機構と一体となって、県外への搬出に向けて廃棄施設の整備に係る取組等を進め、当該廃棄施設等に廃棄する。

また、昨年12月の「『もんじゅ』の取扱いに関する政府方針」（以下「もんじゅ政府方針」という。）では「『もんじゅ』に係る政策変更に伴い、地元には大きな影響が生じないように、また地元が共に発展していけるよう、必要な地域振興策等に政府として取り組む」としている。この趣旨も踏まえながら、「もんじゅ」について、廃止措置への移行という政策変更や廃止措置の進め方等について、立地地域の住民及び国民に対して理解を得るための取組を、引き続き

責任を持って進める。

2. 廃止措置実施体制

もんじゅ政府方針において、「『もんじゅ』の廃止措置を安全かつ着実に進めるため、新たな『もんじゅ』廃止措置体制を構築することとし、①政府一体となった指導・監督、②第三者による技術的評価等を受け、③国内外の英知を結集した体制を整えた上で、原子力機構が安全かつ着実に廃止措置を実施する」としており、これに沿って、以下の（１）から（３）に掲げる「もんじゅ」の廃止措置のための特別な体制を構築する。

（１）政府一体の指導・監督

政府は、原子力機構が準拠すべき政府としての「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針（以下「廃止措置基本方針」という。）を策定し、関係府省間の緊密な連携体制を確保するため、府省横断的な枠組みである「もんじゅ」廃止措置推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置した。原子力機構は、この廃止措置基本方針に基づき、廃止措置に関する基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定した上で、推進チームの了承を得る。また、後述する「もんじゅ」廃止措置現地対策チームは、廃止措置の進捗状況等について推進チームに報告する。これらの取組を通じて、原子力機構による「もんじゅ」の廃止措置が、廃止措置基本方針及び基本的な計画に基づき安全かつ着実に進むよう、政府一体となってしっかりと取り組んでいく。

また、福井県敦賀市に駐在する文部科学省及び経済産業省の職員並びに関係府省の課長級の職員により構成される「もんじゅ」廃止措置現地対策チーム（以下「現地対策チーム」という。）を設置した。現地対策チームは、もんじゅ廃止措置対策監をチーム長とし、「もんじゅ」の廃止措置を廃止措置基本方針及び基本的な計画に基づき、安全、着実かつ計画的に進めるために、「もんじゅ」サイトの状況を常時把握し、廃止措置の進捗状況を確認し、必要な対応を行う。また、推進チームに対して「もんじゅ」の廃止措置の進捗状況等を報告し、推進チームの方針に則り対応する。また、立地自治体等地元との間の連絡・調整等を円滑に進めるための業務を行う。

(2) 国内外の専門家による第三者評価

原子力、ナトリウム、リスク評価等の専門家で構成された文部科学省の「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合（以下「評価専門家会合」という。）は、推進チームの要請等に応じて、廃止措置基本方針の策定等推進チームの活動に対して専門家の立場から助言を行うとともに、原子力機構に対して以下の①及び②に係る評価を行い、政府一体となった指導・監督においてその評価結果を適切かつ効果的に活かしていく。

- ① 原子力機構は、基本的な計画の策定に当たって、廃止措置基本方針に掲げる事項を反映するとともに、評価専門家会合の評価を受けた上で、推進チームに報告し、了承を得るものとする。
- ② また、原子力機構は、推進チーム又は現地対策チームの要請等に応じ、「もんじゅ」の廃止措置の進捗状況を評価専門家会合に報告し、評価を受けるものとする。評価専門家会合は、安全かつ着実な「もんじゅ」の廃止措置に向け、当該評価の結果が適切かつ効果的に活かされるよう、推進チーム又は現地対策チームに報告する。

(3) 廃炉実証のための実施部門の創設

原子力機構は、国内外の英知を結集して廃止措置に取り組むべく、外部の人的支援や協力を得て新たな体制を構築するものとし、当該廃止措置に取り組む部門が「もんじゅ」の立地する敦賀地区において迅速かつ柔軟に意思決定を行い、円滑に廃炉実証を進め得るよう、当該部門の長に人事、予算管理等の権限を集中し、自主的な運営を可能とする体制を整備するものとする。また、原子力機構は、当該体制の整備の状況を現地対策チームに報告する。

3. 原子力機構が基本的な計画に含める事項

原子力機構は、基本的な計画を策定するに当たり、前述の2. (2) ①及び②並びに2. (3) に記載の事項に加え、以下に示す内容を含めるものとする。

- ① 安全確保を最優先に廃止措置を実施すること。
- ② 地元住民及び国民の理解を得る取組を進めること。
- ③ 廃止措置に特化した実施体制を、産業界や内外の専門家の支援を受けて構築すること。また、保守管理・品質保証体制を充実すること。
- ④ ナトリウム冷却高速炉という「もんじゅ」の特徴を踏まえて、課題の整理・体系化を行い、適切に目標やマイルストーンを設定し、廃止措置に係る戦略を明確にした上で、適切な廃止措置計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けるとともに、基本的な計画の策定から、概ね5年半で使用済燃料の取出し作業を終了することを目指すこと。また、原子力規制委員会による廃止措置計画の認可から、概ね30年で廃止措置作業を完了することを目指すこと。
- ⑤ 適切に予算を配分するとともに人員を配置すること。
- ⑥ 地元企業の参入促進、雇用拡大への努力など、地元経済への貢献に努めること。
- ⑦ 使用済燃料、ナトリウム、廃棄物の搬出及び処理処分の方針を示すこと。
 - ・ 使用済燃料は、安全に炉外に取り出し、県外に搬出すること。
 - ・ 使用済燃料の搬出の方法及び期限などの計画について、政府の検討に資するため、推進チームの下、技術的な検討を着実に実施すること。
 - ・ ナトリウムに関しては、できるだけ早期の搬出を目指して、その搬出の方法及び期限などの計画（再利用や売却を含む）について、県外への搬出についての政府の検討に資するため、推進チームの下、技術的な検討を着実に実施すること。
 - ・ 廃棄物については適切に分類し、クリアランスレベル以下の廃棄物についてはできるだけ再利用に供するとともに、研究施設等廃棄物については、適切な方法により管理を行い、政府とともに、県外への搬出に向けて廃棄施設の整備に係る取組等を進め、当該廃棄施設等に廃棄すること。
- ⑧ 廃止措置を通じた知見やデータ等の収集・蓄積を行うこと。

以 上